年　　月　　日

保護者各位

●●●市教育委員会

●●●市立●●小学校

校長　●●● ●●

食物アレルギー対応について

●●●市教育委員会は、学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保険会発行）、および、学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省発行）にもとづき、学校給食における食物アレルギー対応を次のように実施いたします。

記

1.　対象となる児童

・食物アレルギー性疾患があり、保護者の希望がある場合

・医師から食物アレルギー性疾患と診断されていること

・家庭においてもアレルゲン除去や食事療法を実施していること

・アレルギー症状を発症する食物を食べることでショック症状が起こる

2.　対応策について

・毎年食物アレルギーに関する調査を実施する

・各家庭は、市が実施する上記の食物アレルギーに関する調査票を毎年提出する

・食物アレルギー対応給食対象の児童は、アレルギー対応確認書類を毎月提出する

・食物アレルギー対応給食に対応するのが困難な場合、個人で弁当を持参する

・食物アレルギー対応給食の変更・中止する場合は、学校へ連絡する

・給食時にアレルギー症状やショック症状が出た場合は、緊急で医療機関を受診する

・遠足や校外学習の際に、友だち同士で弁当・おやつの交換をしないよう指導する

3.　備考

・毎月発行する学校給食献立表に記載されている食材を確認してください

・食材を確認していただき、初めて食べるものがあれば、学級担任にお知らせください

・ご質問・ご不明な点等があれば、学級担任にお問い合わせください

以上